

# 農地流動化情報

## Vol.27

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。

売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。

### ■貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平沼ノ内字堂下(1筆)	田	12.92
2	小名浜金成字宮ノ作(1筆)	田	23.98
3	錦町成沢(3筆)	田	28.18
4	常磐西郷町忠多(2筆)	田	2.78
5	常磐西郷町大夫(1筆)	田	9.92

### ■売りたい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平赤井字二の町(1筆)	田	15.22
2	平下神谷字大師(1筆)	田	9.96
3	平下神谷字大師(9筆) ※No.2の所有者とは別になります	田	42.89
4	小名浜南富岡字真石(9筆)	田	98.05

ご覧になって、手続き等の詳細を知りたいという方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※今回掲載した農地以外にも売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談ください。

### 【お問い合わせ】

農業委員会事務局 農地調整係

**0246(22)7578**



## 農業者年金

「農業者年金受給権者現況届」の提出は6月末日までです！

毎年5月下旬、農業者年金を受けている方あてに、農業者年金基金から「現況届」が郵送されます。

提出期限は6月末日となっておりますので、必ず提出してください。

提出し忘れると、年金の入金が差し止められますので、ご注意ください。

「農業者年金への加入」を考えてみませんか？

農業者年金は、厚生年金と違い2階建て部分がない国民年金に上乘せするための公的年金です。

次の3つの要件を満たす農業者が加入できます。

### 《加入要件》

◎年間60日以上農業に従事

◎20歳以上60歳未満の方

◎国民年金第1号被保険者  
(保険料免除者を除く)

農業者年金の保険料は、2万円から6万7千円の範囲で千円単位の月額保険料を設定でき、全額社会保険料控除の対象となります。

平成14年1月からの新制度は、希望して加入する制度で、任意脱退が可能です。

納めた保険料は、加入期間に関わらず年金として支給されるため、脱退一時金の支給はありません。

加入期間が短くても月々の保険料を多くすることが可能であれば、将来の支給額を増やすことができ、豊かな老後に備えることができるのではないのでしょうか。

### 【お問い合わせ】

農業委員会事務局 農政振興係  
(022-17534)

## 農地の納税猶予を受けたい方へ

引き続き農業経営を行うことを条件に、贈与税や相続税の納税猶予の適用を受けている農地は、農業経営の廃止や農地以外への転用、耕作の放棄などにより、一部例外を除いて納税猶予が打ち切られ、面積に応じ、税額の全部または一部に利子税を付して納付が必要となります。

農地の納税猶予制度は、農地の相続等による農業経営の細分化を防止するとともに、農業後継者を支援し、農業経営の継続を図るために設けられた税制上の特例措置です。制度を利用されている方は、引き続き農地の適正な活用をお願いいたします。